

## 住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすために 高齢者を支えるための仕組みづくり



昨年4月から、国が進める「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「新総合事業」)が本市でも始まります。

新総合事業では、介護サービス事業所に加え、地区単位のボランティア団体や、住民同士の助け合い組織など多様な団体が新たな担い手となって、生活支援などのサービスを行うことを目指しています。

市は、地域における生活支援の仕組みづくりを今後さらに進めていきます。

### なぜ住民が生活支援の担い手になるの？

地域の高齢化率や人口減少が加速するなか、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者は増加しています。このような状況が続くと介護人材が不足し、これまでどおりの介護サービスが受けられなくなることが心配されます。

そのため、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持って暮らしていくためには、地域ぐるみでの介護地

域のニーズに応じたさまざまな担い手による生活支援が必要です。

### ともにつくる生活支援

新総合事業は、地域と市が話し合いながらつくり上げる生活支援の仕組みです。

市はこれまで、各振興センターで説明会や意見交換会などを開催して

きましたが、さらに今後も、地域や小さなグループの会合に伺い、具体的に話し合いを進めます。

そして各地域の人材を生かしながら、地域の実情に応じた生活支援の仕組みをつくり、地域における参加型の介護を目指します。

生活支援の取り組みを検討される団体などは、お気軽にご相談ください。

### 新総合事業での生活支援サービス (平成29年4月から)

#### ■対象者

要支援1・2の方および支援を必要とする方

#### ■生活支援サービス

状態に応じて、次の3段階で生活支援サービスを提供

- ▷介護サービス事業所の専門職によるサービス
- ▷民間事業所などの非専門職によるサービス
- ▷地域のボランティアなどによるサービス

### 地域のボランティアなどによるサービス 内容と作業単価

#### ●サービス内容

掃除、ごみ捨て、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・修繕、調理・配膳、買い物、薬の受け取りなど

#### ●作業単価

1時間当たり1,200円(想定)

※作業員謝礼と間接経費を含めた金額です。この金額が生活支援サービスを実施する地域団体などに支払われます

#### 【問い合わせ】

本庁長寿福祉課(☎24-2111内線516)